

令和8年度

特別支援教育就学奨励費制度のご案内

この制度は、特別支援学級就学の特殊性から、保護者の経済的負担を軽減することにより、特別支援教育の振興を図ることを目的としています。

認定となったご家庭には、学校で必要とする学用品費や校外活動費など一部を援助します。

【対象者】 ※下記の条件①・②全てに該当する方

(就学援助制度で認定になった方は、本制度の支給は行いません)

①	日野市に住み、小学校または中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒のいる家庭
②	令和7年中の世帯所得が、日野市教育委員会が定める基準未満と思われる (例)4人家族の場合 世帯の総所得額(給与所得控除後の金額)が約700万円未満(目安)の家庭 ※ただし、基準額は家賃支払の有無・家族構成・年齢等によって異なります。 ※事前にお問い合わせをいただいても、認定基準所得額の計算はできません。

【必要書類】

①	令和8年度 就学援助費・特別支援教育就学奨励費受給申請書(兼認定台帳) ※申請書は「就学援助制度」と同一です。 ※世帯で1枚ご提出ください。(お子さまが2人以上いる場合も1枚)
②	【賃貸住宅にお住まいの方のみ】 家賃(共益費・駐車場代等を除く)の額が分かる書類(賃貸借契約書等)の写し
③	【令和8年1月2日以降に日野市に転入した場合】 【家族が市外に居住している場合(単身赴任等)】 所得がある方全員の、令和7年中の所得が分かる下記いずれかの書類(写し) ・源泉徴収票 ・確定申告書第一表・第二表(控) ・課税(非課税)証明書 ※令和8年1月1日時点で住民票のある自治体で、6月以降に発行が可能です。

【当初認定(4月1日からの認定)受付期間】 (※窓口提出の場合は、土・日、祝日を除く)

令和8年4月1日(水)～令和8年5月31日(日)

- ・申請書を記入の上、必要書類を添付し、郵送または窓口提出にてご申請ください。
- ・1年を通じて申請を受け付けておりますが、6月以降に申請をして認定になった場合は、申請した月から支給対象となります。

【審査結果の通知時期】

- ・上記期間に申請した場合は、7月中旬頃に郵送にて結果を通知します。
- ・上記期間外に申請した場合は、申請月の翌月中旬頃に結果を通知します。
- ・就学奨励費の認定結果については、在籍する学校にも通知します。ご了承ください。

【申請書の提出先】

①電子申請

右記の QR コードよりご申請ください。

電子申請フォーム▶



②郵送申請 ※当日消印有効

送付先: 〒191-8686 日野市役所 庶務課 就学奨励担当

- ・郵送した書類が到着しているかは、電話では本人確認が難しいため、お答えできかねます。
- ・確認を希望される方は、特定記録郵便等の追跡可能な方法でご申請ください。

③窓口申請

提出先 : 日野市役所本庁舎5階 庶務課

受付時間: 午前8時30分～午後5時 ※土・日、祝日を除く。

※在籍校、七生支所、豊田駅連絡所では受付できません。

※窓口で申請した場合は「申請受理書」をお渡しします。申請をしたことの証明となりますので、認定結果通知が届くまで大切に保管してください。

【援助対象費目】

学用品費、通学用品費、新入学学用品費、学校給食費、学校保健安全法に定められた医療費、校外活動費、修学旅行費、移動教室費、卒業アルバム代、体育実技用具費(中学3年間で1回)、拡大教材費、職場実習交通費、交流学习交通費

支給金額・時期等は、認定結果通知に支給金額内訳表を同封するほか、市 HP で公開しています。

【問い合わせ先】

ご不明点等がございましたら下記までご相談いただくか、市 HP をご参照ください。

日野市教育委員会 庶務課 庶務係 就学奨励担当

電話: 042-585-1111(代表)、042-514-8692(直通)

市 HP▶

